



## 平成17年度決算を承認 —7月29日（土）に第97回通常組合会開催—

—平成18年10月から—  
—出産育児一時金の支給額を35万円に改正—

さる、7月29日（土）に第97回通常組合会が札幌後楽園ホテルにおいて開催された。今回の議案は、理事会専決事項の承認、平成17年度決算の承認及び剰余金処分案の決定、出産育児一時金の支給に係る組合同約の一部改正案で、これらは原案どおり議決された。

以下、組合会の概要についてお知らせする。  
なお、平成17年度歳入歳出決算書、事業報告書の詳細については本誌9月1日付け：第1056号附録で公示(道医国保公示第320号)しているのご参照いただきたい。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き開会され、議員定数66名中46名（最終出席者数48名）の出席があり成立した。

最初に、飯塚弘志理事長から挨拶が述べられた。

### 飯塚弘志理事長挨拶（概要）

本日は、全道各地から先生方には週末何かとお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より組合会議員として当組合の事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り、お陰様をもちまして平成17年度の組合事業も順調に終えることができました。

本日の組合会におきましては、すでにご案内のとおり、平成17年度の収支決算の承認と、剰余金処分の決定及び規約の一部改正などを審議いただくこととしております。

主議題である平成17年度の決算を見ますと、歳入の保険料は、16年度同様、予算額に比べ若干の増収となっております。

また、歳出の保険給付費における療養給付費については、老人保健に移行しない前期高齢者の医療費の支払額が増加し、別途積立金からの繰り入れを増額補正いたしましたが、結果として、追加繰り入れを行うことなく決算ができました。

従いまして、17年度の剰余金は9千9百万円で、16年度からの繰越金と別途積立金からの繰入額を除いた収支では1億3千万円の赤字決算ということになります。



飯塚弘志理事長挨拶

さて、すでにご承知のとおり、先の国会で医療制度改革関連法案が成立をいたしました。

今年4月には診療報酬の大幅引き下げが実施されましたが、これらの影響については、今少し実績を見てまいりたいと考えています。

10月からは、高齢者の一部負担割合の改正や70歳以上の特定長期入院患者の食費・居住費についての自己負担化、更に高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、が決まっております。

そして、平成14年10月から改正された75歳以上の老人保健制度への移行が、平成19年10月に完了し、翌平成20年4月からは、75歳以上の独立した高齢者医療制度が発足いたします。

75歳以上の組合員に対し、引き続き当組合に残っていただくための方策として、保険料の設定や医療以外の給付を如何にすべきか等々、更に議論していく必要があるかと存じます。

この制度改正により、従来の老人保健拠出金は廃止となり、後期高齢者の医療費に対し



赤倉昌巳常務理事提案説明

ましては、各保険者が人头割の支援金を支払うという制度に変わります。

従いまして、これらの財政負担が、現行の保険料にどの様に影響してくるかは、今後の政・省令を見なければ推測出来ませんが、現実的には、20年度以降更に2年程度の実績を見る必要があろうかと思っています。

また、現在、医療費の自己負担割合が法律上、原則3割負担と統一され、今の国庫補助率を確保するためには、7割給付にせざるを得ないという状況もございます。

私どもは、これらの情勢を十分に踏まえて、保険料等検討委員会を中心にご審議をお願いしているところであります。

今後とも組合会議員をはじめ組合員各位の一層のご尽力、ご理解をお願いする次第であります。

本日お諮りする各議案につきましては、慎重審議の上ご承認を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



次いで、堀江議長から議事録署名議員として、次のとおり指名した。

釧路市:杉元 紘一議員、渡島:大北 健雄議員

この後、平成17年6月から平成18年5月までの1年間にご逝去された59名の組合員の方々のご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

報告事項に入り、本年4月から6月までの業務報告が赤倉昌巳常務理事からなされ、報告どおり承認された。

ここで議長は堀江議長から児島宏典副議長に交代した。

#### 議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

(1)「自家診療特認地区の指定について」



千秋亨常務理事決算提案説明

(2)「北海道医師国民健康保険組規約取扱規則の一部改正について」

赤倉常務理事が上記の2項目について提案理由を説明し、理事会専決どおり承認可決された。

#### 議案第2号 北海道医師国民健康保険組規約の一部改正について

赤倉常務理事から提案理由の説明が行われ、審議に入り、規約改正に係わるこの議案は、組合会議員定数の3分の2以上(44名)の賛成が必要であるとして採決を諮り、全員の賛成を得て原案どおり承認可決された。

※今回の規約改正の主な理由と内容は、次のとおりである。

#### ◎規約改正の主な理由

出産育児一時金の支給額について、平成18年10月から、健康保険における支給額が30万円から35万円に改正される。当組合においても現行支給額の「30万円」を「35万円」と改正するとともに、支給対象者である組合員に加え、当該出産に関わる従業員に対し直接支給できるよう規約の一部を改正する。

\*改正施行の期日：平成18年10月1日

#### 議案第3号 平成17年度歳入歳出決算について

歳入総額	2,351,663,678円
歳出総額	2,252,036,627円
歳入・歳出差引残額	99,627,051円

千秋亨常務理事が詳細な説明をし、その後、岩本英男監事から内部監査報告、城守監事から、公認会計士により実施された外部監査の



組合会の議場



組合会の議場

監査報告が行われた。

審議の結果、理事者提案どおり承認可決された。

**議案第4号 平成17年度歳計剰余金の処分について**

歳入歳出差引剰余金	99,627,051円
準備積立金	8,373,000円
特別積立金	36,422,000円
別途積立金	14,832,051円
翌年度会計繰越金	40,000,000円

千秋常務理事が提案理由を説明し、上記の剰余金処分について理事者提案どおり承認可決された。

以上で予定された議案がすべて終了し、飯塚理事長から閉会の挨拶があり、第97回通常

組合会は午後4時50分閉会となった。

**出産育児一時金の支給額を35万円に10月から引き上げ**

平成18年10月1日から被保険者が出産した場合の出産育児一時金の支給額を次のとおり引き上げます。

なお、この支給額は支給対象者である組合員に加え、当該出産に関わる従業員に対し直接支給することになります。

種別	組合員		家族・従業員	
	改正後(円)	改正前(円)	改正後(円)	改正前(円)
出産育児一時金	350,000	300,000	350,000	300,000

**お知らせ**

**被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を**

次のような被保険者の異動のときは、国民健康保険法及び組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整(増減)及び保険給付等に影響しますので、お早めに届け出をお願いいたします。

- ◎包括資格喪失＝組合員の転出、死亡、社会保険加入、北海道医師会退会等
- ◎一部加入(家族・従業員)＝出生、転入、社会保険離脱、従業員雇用等
- ◎一部喪失(家族・従業員)＝死亡、転出、社会保険加入、従業員退職等

※届け出用紙の備付(本組合ホームページからも入手できます。)及び届け出先  
各支部(所属の郡市医師会及び医育機関医師会事務局)

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

◎届け出時、持参するもの

組合員の印鑑(認印)、当組合の資格を取得(加入)される方は『住民票』(写しも可)  
資格を喪失(脱退)及び住所等を変更される方は『被保険者証』

**北海道医師国民健康保険組合**

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

## 道医師国保公告

平成18年9月1日  
道医国保公示第319号北海道医師国民健康保険組合  
理事長 飯塚 弘志

出産育児一時金の支給額等の改正にともなう組合同約の一部改正について、平成18年7月29日(土)開催の第97回通常組合会において議決され、北海道知事の認可を得たのでこれを公示する。(平成18年8月17日付け北海道知事認可)

## 北海道医師国民健康保険組合同約の一部改正

## 1. 改正の理由

出産育児一時金の支給額について、平成18年10月から、健康保険における支給額が30万円から35万円に改正される。当組合においても現行支給額の「30万円」を「35万円」と改正するとともに、支給対象者である組合員に加え、当該出産に関わる従業員に対し直接支給できるように本組合同約第17条の一部を改正するものである。

## 2. 改正の内容

## 第17条 (出産育児一時金)

- (1) 出産育児一時金の支給額現行「30万円」を「35万円」とする。  
(2) 条文中の支給対象者である「組合員」に「従業員」を加える。

## 3. 改正施行の期日

平成18年10月1日

## 北海道医師国民健康保険組合同約の一部改正の現行条文と改正条文

規約・現行条文	規約・改正条文
<p>(出産育児一時金) 第17条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し出産育児一時金として<u>30万円</u>を支給する。</p>	<p>(出産育児一時金) 第17条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員又は従業員に対し出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。 (適用区分) 2 改正後の規約第17条に定める規定は、この規約の施行日以後に係る給付から適用し、施行日前に係る給付については、なお従前の例による。</p>

お知らせ

## 医療保険制度の一部改正について

北海道医師国民健康保険組合

### 1. 高齢者の自己負担（一部負担金割合）の取り扱い

前期高齢者（70歳以上75歳未満で老人保健法非該当者）の一部負担金割合は、一定以上所得者の場合、現在2割となっています。これが今回の医療保険制度の一部改正によって平成18年10月1日から3割となりますが、本組合では「高齢受給者証」に記載のとおり2割負担を継続することとしておりますので、医療機関での支払いにご注意ください。

また、老人保健法の一部改正により今年8月以降、住所地の市町村から送られた「医療受給者証」の一部負担金割合が10月から3割となる方については、「傷病見舞金」を申請していただくことにより、差額の1割を給付することといたします。

「傷病見舞金」の申請方法等につきましては、10月以降、老人保健法該当者（本組合の被保険者）が属する世帯にご案内いたします。

### 2. 食費・居住費の負担の見直し

療養病床に入院する70歳以上の高齢者（長期入院患者）について、現在は医療費の一部負担のほか入院時食事療養費（一般所得で1日780円）を負担していただいておりますが、平成18年10月1日から入院時生活療養費として厚生労働大臣が定める額を負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、詳細が決まりましたら、お知らせいたします。

### 3. 高額療養費の自己負担限度額の引き上げ

平成18年10月1日から表のとおり引き上げになります。

人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

## 【70歳未満】

	現 行	改 正 後
上位所得者	139,800円+ 〈医療費－466,000円〉×1% (77,700円)	150,000円+ 〈医療費－500,000円〉×1% (83,400円)
一 般	72,300円+ 〈医療費－241,000円〉×1% (40,200円)	80,100円+ 〈医療費－267,000円〉×1% (44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	35,400円 (24,600円)

※金額は1ヵ月当たりの限度額。( )内は多数該当(4回目以降の自己負担限度額)の場合。

※上位所得者：基礎控除後の総所得金額が現行は670万円以上、改正後は600万円以上。

## 【70歳以上】

	現 行		改 正 後	
	外来(個人ごと)	入院および外来(世帯単位)	外来(個人ごと)	入院および外来(世帯単位)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ 〈医療費－361,500円〉×1% (40,200円)	44,400円	80,100円+ 〈医療費－267,000円〉×1% (44,400円)
一 般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※金額は1ヵ月当たりの限度額。( )内は多数該当(4回目以降の自己負担限度額)の場合。

※一定以上所得者：各種控除後の課税所得額が145万円以上、70歳以上の方が複数いる世帯の年収額が520万円以上(70歳以上の方が1人の場合、年収額が383万円以上)。ただし、公的年金等控除等の見直しにともない、新たに一定以上所得者に移行する70歳以上の方については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置く。

## 4. 出産育児一時金の見直し

本組合は、出産育児一時金を平成18年10月1日から、現行の30万円を35万円に引き上げます。